

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【事業年度】	第13期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 幸 和範
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06 - 6252 - 8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 田代 千治
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06 - 6252 - 8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 田代 千治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	329,329	220,825	256,880	249,675	214,273
経常利益又は経常損失 (百万円)	988	2,522	3,338	1,825	1,999
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(百万円)	1,945	2,541	2,430	3,092	5,759
包括利益 (百万円)	1,944	3,626	3,699	5,393	9,921
純資産額 (百万円)	33,631	36,719	33,019	38,412	48,333
総資産額 (百万円)	222,886	241,786	241,999	220,023	232,789
1株当たり純資産額 (円)	1,681.56	1,820.37	1,630.84	1,894.61	2,387.55
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(円)	97.29	127.05	121.51	154.61	287.95
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	15.1	15.1	13.5	17.2	20.5
自己資本利益率 (%)	5.3	7.3	7.0	8.8	13.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	82,137	9,507	11,819	23,372	6,376
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,568	1,600	4,820	7,191	8,416
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	103,323	23,274	6,248	19,071	12,976
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	12,958	25,124	25,874	22,983	33,920
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	2,138 [1,496]	2,153 [1,456]	2,153 [1,482]	2,139 [1,596]	2,105 [1,627]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
営業収益 (百万円)	326,167	216,248	253,165	244,614	210,407
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,841	1,324	1,874	430	831
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	2,382	1,395	1,614	2,305	5,347
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	31,720	32,321	33,935	36,241	41,588
総資産額 (百万円)	216,454	232,503	232,549	208,507	221,583
1 株当たり純資産額 (円)	1,586.04	1,616.08	1,696.80	1,812.08	2,079.44
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失 金額 () (円)	119.11	69.76	80.71	115.28	267.36
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.7	13.9	14.6	17.4	18.8
自己資本利益率 (%)	7.2	4.4	4.9	6.6	13.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	677 [179]	667 [179]	668 [184]	661 [188]	666 [195]

(注) 1 . 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 . 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第 9 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 . 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4 . 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス(株)を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス(株)が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術(株)を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、(株)阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール(株)に商号変更
平成19年11月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成19年12月	高速道路における料金收受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪(株)（連結子会社）及び阪神高速トール神戸(株)（連結子会社）を設立
平成20年4月	阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)高速道路開発の株式取得により、(株)高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)エイチエイチエス及び(株)コーベックスの株式取得により、(株)エイチエイチエス及び(株)コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術(株)の(株)ハイウェイ技研（平成21年4月に阪神高速技研(株)に商号変更。）に対する議決権比率が過半数となったことにより、(株)ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	(株)高速道路開発が、(株)エイチエイチエスを吸収合併 協定を一部変更
平成22年3月	(株)高速道路開発が、(株)コーベックスを吸収合併
平成23年6月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成24年6月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成25年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成26年3月	協定を一部変更
平成26年4月	阪神高速技術(株)の内外構造(株)に対する議決権比率が過半数となったことにより、内外構造(株)を連結子会社化
平成26年12月	阪神高速サービス(株)が、(株)高速道路開発を吸収合併
平成27年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成28年6月	事業者支援コンサルティング事業を実施させるため、阪高プロジェクトサポート(株)（連結子会社）を設立
平成29年3月	協定を一部変更
平成30年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更

3【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社 8 社及び持分法適用関連会社 5 社（平成30年 3 月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の 3 部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の 3 部門は、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年 3 月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）（以下「特措法」といいます。）第 3 条の規定による許可及び同法第 4 条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注 1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第 9 条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への貸付料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	（連結子会社） 阪神高速技術㈱、阪神高速技研㈱、内外構造㈱ （持分法適用関連会社） ㈱情報技術、㈱テクノ阪神、㈱ハイウェイ管制 阪神施設工業㈱、阪神施設調査㈱
料金収受業務	（連結子会社） 阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱
交通管理業務	（連結子会社） 阪神高速パトロール㈱
その他業務（注 2）	（連結子会社） 阪神高速サービス㈱

（注）1．高速道路会社法第 2 条第 2 項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2．E T C 関連業務等であります。

(2) 受託事業

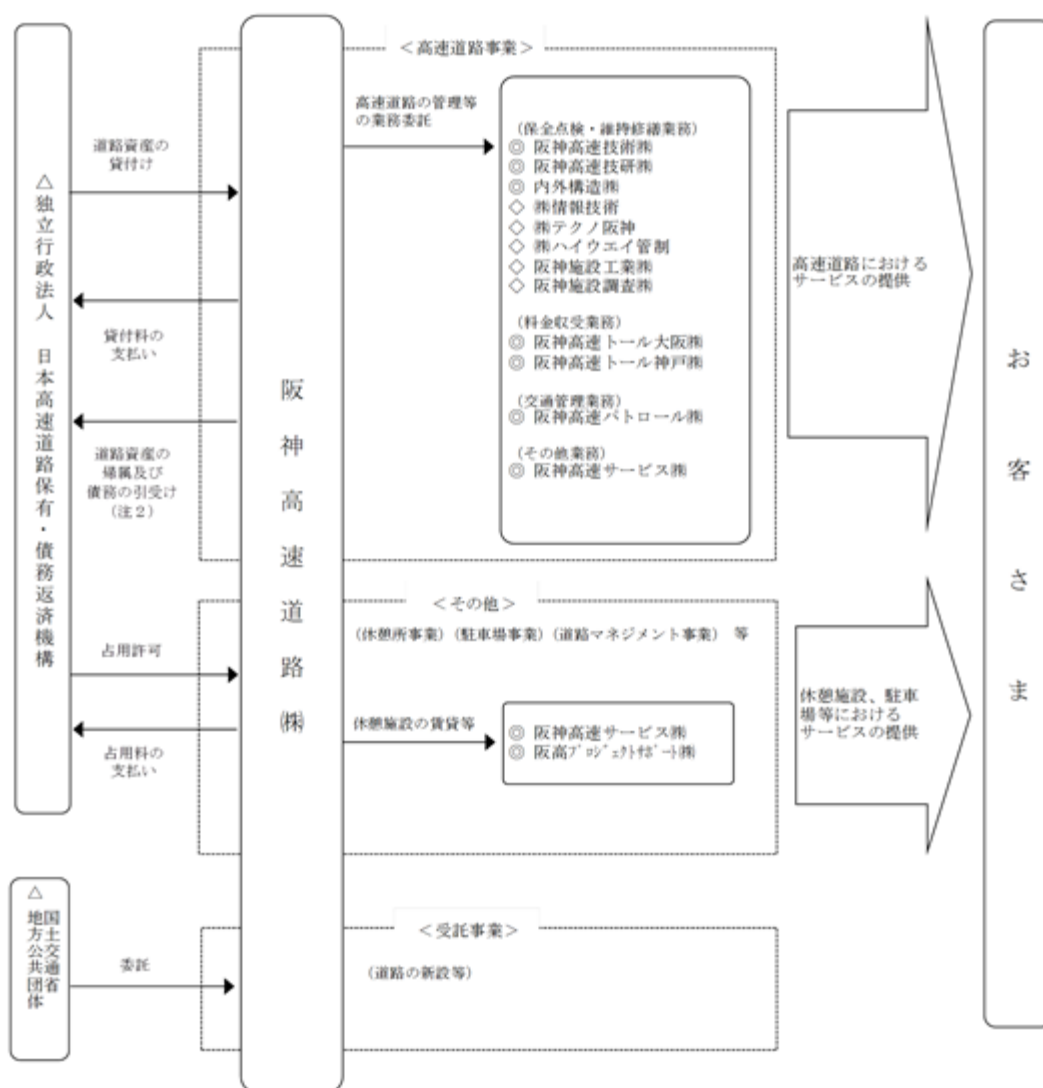
受託事業においては、国、地方公共団体等が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕その他の事業で、当社において一体として実施することが経済性、効率性等から適当と認められたものを、国、地方公共団体等からの委託に基づき実施しております。

(3) その他

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路マネジメント等に係る事業を行っております。

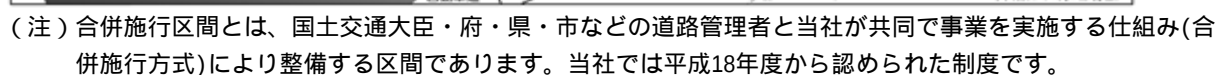
休憩所事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「P A」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている 6 箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に店舗部分を賃貸し、同社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス㈱が営業・管理することにより運営しております。道路マネジメント事業については、大阪港咲洲トンネル等の維持管理を実施しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. は連結子会社、 は持分法適用関連会社、 は関連当事者を示しております。

2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス(株)	大阪市 西区	40	高速道路事業 その他	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営並びに、 E T C 関連業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 2 名 当社従業員 1 名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技術(株) (注) 2	大阪市 西区	80	高速道路事業	100.0	保全点検・維持修繕業務を実施してあり ます。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 4 名 設備の賃貸借 なし
阪神高速パトロール(株)	大阪市 西区	10	高速道路事業	100.0	交通管理業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 4 名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール大阪(株)	大阪市 中央区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を実施しております(大 阪・京都地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 2 名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール神戸(株)	神戸市 中央区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を実施しております(兵庫 地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 2 名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技研(株)	大阪市 西区	30	高速道路事業	100.0	調査、設計、積算業務等を実施してあり ます。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 2 名 設備の賃貸借 なし
内外構造(株)	大阪市 中央区	21	高速道路事業	66.7 (66.7) [33.3]	構造物に係る保全点検業務を実施してあり ます。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名 設備の賃貸借 なし
阪高プロジェクトサポート(株)	大阪市 北区	20	その他	100.0 (100.0)	事業者支援コンサルティング事業を実施 しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名 設備の賃貸借 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより
当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使す
ることに同意している者の所有割合で外数となっております。

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)情報技術	大阪市 西区	20	高速道路事業	18.0 (18.0) [14.9]	システムに係る運用管理等業務を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
(株)テクノ阪神	大阪市 西区	20	高速道路事業	15.0 (15.0)	機械設備に係る保全点検・維持修繕業務を 実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
(株)ハイウェイ管制	大阪市 西区	40	高速道路事業	20.0 (20.0)	電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業 務を実施しております(大阪・京都地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設工業(株)	大阪市 港区	36	高速道路事業	11.8 (11.8) [8.3]	電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業 務を実施しております(兵庫地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設調査(株)	大阪市 西区	20	高速道路事業	20.8 (20.8)	建物に係る保全点検・維持修繕業務を 実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより
当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使す
ることに同意している者の所有割合で外数となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,825
受託事業	[1,390]
その他	85 [175]
全社（共通）	195 [62]
計	2,105 [1,627]

- （注）1．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 2．高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
- 3．全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
666 [195]	44.0	18.1	8,171,407

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	458
受託事業	[128]
その他	13 [5]
全社（共通）	195 [62]
計	666 [195]

- （注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 2．平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
- 3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4．高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
- 5．全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

阪神高速道路は、260.5kmのネットワークを有し、1日の交通量が75万台に及ぶなど、関西都市圏の大動脈として、関西のくらしや経済の発展に貢献するきわめて重要な社会基盤となっております。

当社では、「先進の道路サービスへ」を企業理念として、また、「阪神高速は、お客さまや地域とのコミュニケーションを大切にします。」、「阪神高速は、公正で透明な経営を維持し、健全な発展を目指します。」、「阪神高速は、社会の期待に応えるため、迅速・的確・積極的に行動します。」を経営方針として、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献するためさまざまな施策に取り組んでおります。

一方で、阪神高速道路は、昭和39年6月の開通以来50年以上が経過し、経年変化による構造物の老朽化などが顕在化しております。また、関西都市圏における道路ネットワークのミッシングリンクの解消など、更なるネットワーク整備を進めていく必要があります。

当社では、企業理念及び2030年を目標とした「ビジョン2030」を具体化するための計画として、平成29年4月に「中期経営計画（2017～2019）」を策定いたしました。お客さまに安全・安心・快適にご利用いただくとともに、これまで以上にお客さまにご満足いただけるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

< 最高の安全と安心を提供する阪神高速 >

お客さまに安全・安心・快適を提供するため、リニューアルプロジェクト（大規模更新・修繕事業）を推進してまいります。また、逆走・誤進入対策等の交通安全対策を実施するとともに、ロッキング橋脚の耐震補強等、地震・防災対策を推進してまいります。

< もっと便利で快適なドライブライフを実現する阪神高速 >

ミッシングリンクの解消に向け、大和川線や西船場ジャンクション等の建設を推進するとともに、淀川左岸線延伸部、大阪湾岸道路西伸部につきましても構造検討等を進めてまいります。また、高機能舗装の採用による走行快適性の向上やパーキングエリアの施設改善など、お客さまのニーズに応じた道路サービスに取り組んでまいります。

< 世界水準の卓越した都市高速道路技術で発展する阪神高速 >

維持管理の効率化・高度化に向けた技術開発や、建設・更新プロジェクトの円滑な施工、品質向上等に向けた技術開発を推進してまいります。また、AIやロボットを活用した最先端技術に係る研究開発に取り組んでまいります。

< お客さまや社会に満足をお届けする多彩なビジネスを展開する阪神高速 >

阪神高速グループの技術・ノウハウ等の強みを生かし、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託や海外事業を含む土木・補償コンサルティング事業、高架下空間等を有効活用した駐車場事業等、多彩な関連事業を展開してまいります。

< 関西の発展に貢献し、地域・社会から愛され信頼される阪神高速 >

南海トラフ巨大地震等への災害対応力の強化を推進するとともに、使用エネルギーの削減等により地球温暖化防止や低炭素社会の実現に努めてまいります。また、当連結会計年度に新設した、若手研究者助成制度を継続実施する等、今後も社会貢献活動を推進してまいります。

< 経営基盤を確立し、グループ社員がやりがいを実感できる阪神高速 >

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営改善に努めてまいります。また、「働き方をかえて新たな挑戦へ」をスローガンに掲げ、社員が業務の生産性や品質の向上を実現し、ワーク・ライフ・バランスが充実することでやりがいを実感できる職場環境の整備や、プロフェッショナルな人材の育成強化などに取り組んでまいります。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といい、以下、高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

概要

(ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外的高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外的高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路㈱、及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされておりま。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されておりま。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めたとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。これらに基づき今後必要な措置が講じられる場合、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。）を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用、特定更新等工

事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4．債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1．民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5．他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳の債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6．外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7．季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8．他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9．経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10．コンピューターシステム

当社グループは、ETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11．自然災害等の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、平成37年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、「経済再生」と「財政健全化」の更なる推進により、景気は緩やかな回復基調が続いており、関西経済についても、公共投資が下げ止まりつつある中、設備投資や生産（鉱工業生産）は増加基調にあり、個人消費も緩やかに増加するなど、全体感として景気は緩やかな拡大基調にありました。

このような経営環境の中、阪神高速グループでは、グループの企業理念である「先進の道路サービスへ」及び2030年を目標とする「阪神高速グループビジョン2030」（以下「ビジョン2030」といいます。）を具現化するための計画として、平成29年4月、「中期経営計画（2017～2019）」を策定いたしました。また、お客さまがもっと安全・安心・快適を実感され満足されるよう、これまで以上に様々な施策に取り組んでいくため、「お客さま満足アッププラン」を策定するなど、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は214,273百万円（前年同期比14.2%減）、営業利益は1,722百万円（同10.2%増）、経常利益は1,999百万円（同9.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,759百万円（同86.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業につきましては、構造物の長寿命化を推進すべく、5号湾岸線（尼崎末広～北港）JCTにおいてリニューアル工事等を実施し、大規模修繕事業に取り組むとともに、大規模更新事業に向けた具体的内容を検討するなど、お客さまに最高の安全と安心を提供することを目指してまいりました。

また、平成29年6月には、「公平」「シンプルでシームレス」「戦略的」な料金体系を高速道路を効率的にご利用いただく上での共通の理念とした新たな高速道路料金を阪神圏において導入するとともに、「お客さま満足アッププラン」を策定し、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス」の販売をはじめ、本線料金所撤去などによる快適走行性の向上、料金案内表示の改善などによるわかりやすい情報の提供、パーキングエリアの充実などに取り組み、お客さま満足の向上に継続的に努めてまいりました。

高速道路通行台数は、一日当たり約75.7万台（前年同期比0.5%増）となりました。また、料金収入は186,128百万円（同7.5%増）となりました。

高速道路の建設に関しましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）や大和川線（鉄砲～三宅西）、西船場JCTの整備推進に努めてまいりました。また、平成29年4月に新規事業化された一般国道1号（淀川左岸線延伸部）及び有料道路事業として事業化された一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）の両路線につきましても構造検討等に着手いたしました。

この結果、高速道路事業の営業収益は207,263百万円（同12.4%減）となりました。一方、営業費用については、206,407百万円（同12.5%減）となり、営業利益は856百万円（同19.9%増）となりました。

（受託事業）

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は1,753百万円（前年同期比73.2%減）、営業費用は1,703百万円（同74.2%減）となり、営業利益は49百万円（前年同期は営業損失74百万円）となりました。

（その他）

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を展開しました。

この結果、その他の事業の営業収益は5,402百万円（前年同期比20.4%減）となりました。一方、営業費用は4,585百万円（同21.8%減）となり、営業利益は816百万円（同11.6%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益8,598百万円に加えて減価償却費6,172百万円、売上債権の減少額12,221百万円などを計上した一方、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額14,562百万円、退職給付に係る負債の減少額5,946百万円などがあったことにより、6,376百万円の資金流入(前年同期比16,995百万円の減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出8,585百万円などがあったことにより、8,416百万円の資金流出(前年同期比1,225百万円の増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債償還による支出25,000百万円があったものの、長期借入れによる収入8,510百万円及び道路建設関係社債発行による収入30,000百万円などがあったことにより、12,976百万円の資金流入(前年同期は19,071百万円の資金流出)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、33,920百万円(前年同期比10,936百万円の増加)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	金額(百万円)	
営業収益		
1. 料金収入	186,128	
2. 道路資産完成高	20,356	
3. 受託業務収入	1	
4. その他の売上高	23	206,510
営業外収益		
1. 受取利息	0	
2. 有価証券利息	0	
3. 受取配当金	314	
4. 土地物件貸付料	80	
5. 原因者負担収入	15	
6. 工事負担金等受入額	66	
7. 雑収入	17	494
特別利益		
1. 固定資産売却益	7	
2. 厚生年金基金代行返上益	6,309	6,316
高速道路事業営業収益等合計		213,322

生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

(ア) 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

(イ) ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(ウ) 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

経営成績の分析

(ア) 当連結会計年度の経営成績等

a 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比14.2%減の214,273百万円となりました。これをセグメント別にみると、高速道路事業については、料金収入は186,128百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高20,356百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は207,263百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線に係る工事受託等により1,753百万円、その他の事業については、5,402百万円となりました。

b 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比14.3%減の212,550百万円となりました。

セグメント別にみると、高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料（注）の支払い141,923百万円、道路資産完成原価20,356百万円、維持修繕費や管理業務費等の管理費用44,127百万円による高速道路事業営業費用206,407百万円、受託事業における受託事業営業費用1,703百万円、その他の事業の営業費用4,585百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比10.2%増の1,722百万円となりました。セグメント別では、高速道路事業の営業利益は856百万円、受託事業の営業利益は49百万円、その他事業の営業利益は816百万円となりました。

（注）「協定に基づく機構への貸付料」は、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の1%に相当する金額を加えた金額を上回ったことに伴い1,724百万円増額されました。

c 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、土地物件貸付料81百万円等により283百万円となりました。

また、当連結会計年度の営業外費用は、寄付金2百万円等により6百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比9.5%増の1,999百万円となりました。

d 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、厚生年金基金代行返上益6,656百万円等の計上により6,666百万円、特別損失は事務所移転費用40百万円等の計上により68百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比420.1%増の8,598百万円となりました。

e 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等2,776百万円、非支配株主に帰属する当期純利益62百万円を計上した結果、前年同期比86.3%増の5,759百万円となりました。

(イ) 経営成績に重要な影響を与える要因

a 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定(以下「暫定協定」といいます。)に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

b 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重畳の債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構が連帯して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(ウ) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要

キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なもの、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額を貸付料とするものとされております。

当社及び機構は、平成30年3月30日付で「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定」を締結しました。また、当該変更については、特措法第3条第6項の規定に基づき、平成30年3月30日付で、国土交通大臣の許可を受けております。主な変更内容として、平成29年12月22日に国土交通省が改定した「近畿圏の新たな高速道路料金体系を反映し、西日本高速道路㈱が管理する第二神明道路と相互利用区間となっている当社管理道路の一部（伊川谷JCT～永井谷JCT及び垂水JCT～名谷JCT）について料金の額を変更するとともに、第二阪奈有料道路（大阪府道路公社及び奈良県道路公社の管理）の西日本高速道路㈱への移管に向けて、大阪府道高速大阪東大阪線の一部について、一般国道163号を重複させるため、同路線を本協定の対象路線として追加しました。

また、大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで）の工事の完成予定年月日を平成33年3月31日から平成39年3月31日に、同工事のうち大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12から大阪府大阪市北区豊崎六丁目までの着手（予定）年月日を平成31年4月1日から平成37年4月1日に変更するとともに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額等を変更しております。これらの変更のほか、「中長期の経済財政に関する試算（内閣府発表）」等を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更しております。

なお、前連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日 (届出日含む)	変更の内容
平成19年 8 月23日	京都市道高速道路 1 号線、及び 2 号線の完了年月日を変更(届出)
平成19年11月30日	大和川線都市計画変更に基づく遠里小野ランプ削除、及び鉄砲西ランプ追加
平成20年 6 月23日	京都市道高速道路 2 号線の完了年月日を変更(届出)
平成21年 3 月31日	「生活対策(平成20年10月30日)」等に基づく高速道路料金の引下げに必要な道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)による一連の手続きとして、計画料金収入・貸付料を減額し(平成21～29年度まで)、料金の額及びその徴収期間を変更
平成22年 9 月27日	神戸市道高速道路 2 号線の完了年月日を変更(届出)
平成23年 2 月 7 日	京都市道高速道路 1 号線、及び 2 号線の完了年月日を変更(届出)
平成23年 6 月13日	「高速道路の当面の新たな料金割引について」(平成23年 2 月16日 国土交通省公表)及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による「高速道路利便増進事業に関する計画」(平成23年 3 月17日 国土交通大臣同意)を受けて、料金圏のない対距離制への移行等を反映した料金の額を変更し、改築に係る工事として信濃橋渡り線(仮称)の工事を追加。さらに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更。また、「新たな将来交通需要推計」(平成20年11月 国土交通省公表)を踏まえた推計交通量の見直し等を反映し、平成23年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額を変更
平成24年 6 月25日	神戸市道路公社が管理していた新神戸トンネル有料道路の当社への移管並びに「各交通分野の将来交通需要推計手法の改善について」(平成22年11月 国土交通省公表)を踏まえた推計交通量及び「経済財政の中長期試算」(平成24年 1 月 内閣府公表)を踏まえ、設定した金利を反映し、工事の内容及び債務引受限度額並びに平成24年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成25年 3 月21日	平成24年度補正予算(緊急経済対策)の一環として位置付けられた緊急修繕の追加を受けて、修繕に係る債務引受限度額等を変更。また、大和川線(三宅西～三宅中)の完了年月日等を変更し、淀川左岸線(島屋～高見)の供用開始年月日の変更及びそれに伴う計画料金収入の額等を変更。さらに、平成25年 1 月23日付で国土交通大臣宛事業許可変更の届出を行った内容を反映し、守口JCT(仮称)の工事予算を変更
平成25年 3 月27日	神戸市道高速道路 2 号線の完了年月日を変更(届出)
平成26年 3 月14日 (阪神圏) 平成26年 3 月18日 (京都圏)	「高速道路の当面の新たな料金割引について」(平成23年 2 月16日 国土交通省公表)及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による「高速道路利便増進事業に関する計画」(平成23年 3 月17日 国土交通大臣同意)を、平成26年 3 月14日付で変更(同日 国土交通大臣同意)し、平成25年度末に終了を予定していた一部の料金割引について、平成28年度末まで継続。また、平成26年 4 月 1 日に消費税率(地方消費税を含む)が 5 %から 8 %に引き上げられることを反映し、新設、改築、修繕に係る工事の内容及び債務引受限度額及び計画料金収入の額等を変更。これらの変更のほか、平成22年11月に公表された将来交通需要推計を踏まえた推計交通量及び「中長期の経済財政に関する試算(平成25年 8 月 8 日 内閣府 経済財政諮問会議提出)」を踏まえ設定した金利を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成27年 3 月24日	平成26年 6 月 4 日に公布された「道路法等の一部を改正する法律(平成26年法律第53号)」に基づき、特定更新事業等に関する工事を追加し、その財源を確保するために、阪神圏における料金徴収期間を「平成62年 9 月30日まで」から「平成74年 9 月18日まで」に変更し、修繕に係る工事(特定更新等工事を除く)及び災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額等を変更。また、「道路の維持修繕に関する省令・告示」(平成26年 4 月 2 日制定)を踏まえた点検の強化などに伴う変更を反映し、修繕等に係る債務引受限度額等を変更。これらの変更のほか、平成22年11月に公表された将来交通需要推計を踏まえた推計交通量及び「中長期の経済財政に関する試算(平成25年 8 月 8 日 内閣府 経済財政諮問会議提出)」を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成27年 6 月15日	信濃橋渡り線(仮称)の完了年月日を変更(届出)

協定変更日 (届出日含む)	変更の内容
平成27年10月27日	大和川線(三宝JCT～三宅西)のうち一部区間(堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで)の着手年月日及び一部区間(鉄砲東(仮称)から三宅西まで)の完了年月日を変更(届出)
平成29年3月31日	「高速道路の当面の新たな料金割引について」(平成23年2月16日国土交通省発表)及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)による「高速道路利便増進事業に関する計画」(平成26年3月14日国土交通大臣同意)を、平成29年3月31日付で変更(同日 国土交通大臣同意)し、平成28年12月16日付の国土幹線道路部会の基本方針を受け、同日付で国土交通省が発表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」に基づく、近畿圏の新たな高速道路料金体系を反映し、平成29年6月3日からの料金の額を変更。また、阪神圏においては、新設に係る工事として淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)の工事を追加するとともに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額等を変更し、京都圏においては、京都市道高速道路1号線等の京都市及び西日本高速道路㈱への移管に向けて、料金徴収期間を「平成62年9月30日まで」から「平成31年3月31日まで」に変更し、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額等を変更。これらの変更のほか、平成22年11月に公表された将来交通需要推計を踏まえた推計交通量及び「中長期の経済財政に関する試算(平成28年7月26日 内閣府 経済財政諮問会議提出)」を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更

5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる維持管理が容易な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、182百万円であります。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額9,116百万円の設備投資を行いました。
高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額6,938百万円の設備投資を行いました。
その他の事業については、当連結会計年度においては主に賃貸事業敷地等の取得に総額730百万円の設備投資を行いました。
社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に社屋の改修等に総額1,447百万円の設備投資を行いました。
また、当連結会計年度において減損損失18百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係） 6 減損損失」に記載のとおりであります。
なお、当連結会計年度において、集約料金所撤去事業に伴う料金徴収施設等の撤去により高速道路事業で固定資産除却損401百万円を計上しております。
上記のほか、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。
提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積千㎡）	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
中島集約料金所他146箇所 （大阪市西淀川区他）	高速道路事業	料金徴収施設等	10,952	17,965	- （-） [0]	-	955	76	29,948	458 <128>
朝潮橋PA他5箇所 （大阪市港区他）	その他	休憩施設	16	0	0 （0）	-	-	0	16	13 <5>
塚本1丁目他 （大阪市淀川区他）	その他	賃貸用敷地等	1,193	-	1,838 （13）	25	0	23	3,081	
本社他2事業所及び社宅等 （大阪市中央区他）	全社	本社、管理部社屋及び社宅等	2,659	-	1,427 （29）	49	525	160	4,822	195 <62>

- （注）1．帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。
2．土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は270百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3．有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は230百万円であります。なお、占用している土地の面積については、299千㎡であります。
4．現在休止中の主要な設備はありません。
5．臨時従業員数は、< >で外書きしております。
6．上記金額には消費税等は含まれておりません。

国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店 (大阪市西区)	高速道路事業 その他	賃貸用設備等	512	0	844 (10)	-	17	96	1,470	61 <146>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	61	15	- (-)	3,762	120	107	4,068	181 <176>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	12	252	- (-)	-	-	12	276	346 <9>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	17	61	- (-)	-	4	12	95	519 <600>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	4	16	- (-)	-	2	13	36	157 <383>
阪神高速技研㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	15	0	- (-)	276	199	27	519	116 <70>
内外構造㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	26	0	- (-)	15	4	36	83	48 <24>
阪高プロジェクト サポート㈱	本社 (大阪市北区)	その他	本社内装等	9	-	- (-)	2	5	1	18	11 <24>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び除却計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 営業中の料金所 他	大阪市他	高速道路事業	料金徴収施設 等	12,055	-	借入金及び 自己資金	平成30年 4 月	平成31年 3 月

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記投資予定金額は、平成30事業年度の事業計画における事業用設備及び社用設備について、セグメントとして一括した計画額を記載しております。また、着手及び完了予定については、当該事業計画の対象期間を記載しております。

重要な設備の除却等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	着手及び完了予定	
					着手	完了
当社 中島集約料金所 他 9 箇所	大阪市西淀川区他	高速道路事業	料金徴収施設等	1,979	平成28年 6 月	平成37年 3 月

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、大阪府道高速大阪池田線等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額34,609百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額20,356百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 （注１）	道路資産価額 （百万円） （注２）
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成29年 6 月	2,256
		平成29年 9 月	2,556
		平成29年12月	2,493
		平成30年 3 月	7,172
	特定更新等工事	平成29年 6 月	168
		平成29年 9 月	449
		平成29年12月	97
		平成30年 3 月	5,071
京都市道高速道路 1 号線等 に関する協定	修繕	平成29年 6 月	10
		平成29年 9 月	11
		平成29年12月	21
		平成30年 3 月	46
合計			20,356

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成30年3月31日現在

区分			年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	138,838
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪府道高速大和川線	
		大阪府道高速道路森小路線	
		大阪府道高速道路西大阪線	
		大阪府道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速大阪池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速大阪西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路 2 号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
		神戸市道高速道路湾岸線	
		神戸市道生田川箕谷線	
	京都圏	京都市道高速道路 1 号線	3,084
		京都市道高速道路 2 号線	
合計			141,923

- （注）1．機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の年間賃借料を記載しております。これらの年間賃借料は、上記の阪神圏及び京都圏それぞれの地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
- 2．地域路線網（阪神圏・京都圏）の年間賃借料が、協定の規定により、当該地域路線網における当連結会計年度の料金収入の金額に応じて、1,579百万円（阪神圏）及び144百万円（京都圏）加算されております。
- 3．年間賃借料には、当連結会計年度末までに機構に帰属し、当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
- 4．年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目)	218,402	86,334 [71,649]	平成11年10月	平成32年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目)	8,548	- [-]	昭和63年2月	平成39年3月
阪神高速道路大阪地区(改築) (防災・安全対策工等)	37,229	1,648 [35,086]	平成18年4月	平成32年3月
阪神高速道路兵庫地区(改築) (防災・安全対策工等)	18,763	390 [17,675]	平成18年4月	平成32年3月
大阪府道高速大阪池田線(改築) (信濃橋渡り線(仮称)) (大阪市西区西本町～同市同区江戸堀)	18,015	11,810 [-]	平成23年11月	平成32年3月
一般国道1号(淀川左岸線延伸部) (大阪市鶴見区緑地公園～同市北区豊崎6丁目)	190,658	237 [-]	平成29年4月	平成44年3月
一般国道2号(大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)) (神戸市東灘区向洋町東1丁目～同市長田区西尻池町5丁目)	299,531	455 [-]	平成29年4月	平成44年3月

(注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。

5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。

6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除く)及び特定更新等工事については、機構に帰属することとなる仕掛道路資産として、翌連結会計年度に112,421百万円を見込んでおります。

また、災害発生時における災害復旧に要する費用については、協定上、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で5,464百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

平成30年 3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	-	-	-	-	-	-	7	-
所有株式数 （単元）	199,995	-	-	-	-	-	-	199,995	500
所有株式数の 割合（％）	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

(6) 【大株主の状況】

平成30年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前 2 丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	-	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年 3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	-	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	-	-
総株主の議決権	-	199,995	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

事業から得られた利益を、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、想定外の収入減少や管理費増大、自然災害の発生等に起因する将来の機構への賃借料の支払いリスク等に対応するために用いることとしております。

高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 9 名 女性 1 名（役員のうち女性の比率10.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役会長	-	森下 俊三	昭和20年 4 月 8 日生	昭和45年 4 月 日本電信電話公社入社 平成14年 6 月 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長 平成14年 6 月 エス・ティ・ティ・ベトナム株式会社代表 取締役社長 平成16年 3 月 西日本電信電話株式会社代表取締役社長 平成20年 6 月 同 取締役相談役 平成21年 6 月 大阪ガス株式会社社外取締役（現在） 平成22年 6 月 西日本電信電話株式会社相談役 平成24年 6 月 当社取締役会長（現在） 平成26年 4 月 同志社大学大学院特別客員教授 平成26年10月 大阪府公安委員会委員長（現在） 平成27年 3 月 日本放送協会（NHK）経営委員（現在） 平成28年 4 月 同志社大学大学院客員教授（現在）	(注 4)	-
代表取締役 社長	-	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年 4 月 阪神高速道路公団採用 平成 9 年 5 月 同 計画部特定計画調整室長 平成10年 5 月 同 計画部計画第一課長 平成11年 5 月 同 工務部工務第一課長 平成12年 5 月 同 総務部企画調整室長 平成13年 5 月 同 計画部次長 平成15年 5 月 同 工務部長 平成16年 6 月 同 審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年 6 月 阪神高速サービス株式会社取締役 平成18年 6 月 阪神高速技術株式会社取締役 平成18年 6 月 当社常務取締役 平成21年 4 月 阪神高速技研株式会社取締役 平成24年 6 月 株式会社高速道路開発取締役 平成24年 9 月 当社代表取締役専務取締役 平成26年 6 月 同 代表取締役兼専務執行役員 平成28年 6 月 同 代表取締役社長（現在）	(注 4)	-
代表取締役 兼専務執行役員	-	島田 隆史	昭和29年 5 月18日生	昭和54年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 平成13年 6 月 株式会社阪急ファシリティーズ代表取締役 専務取締役 平成15年 7 月 阪急インベストメント・パートナーズ株式 会社代表取締役社長 平成16年 4 月 阪急電鉄株式会社不動産事業本部副本部長 兼不動産開発部長 平成16年 6 月 同 取締役（不動産事業本部不動産運用・ 不動産開発担当、不動産開発部長） 平成18年 4 月 同 常務取締役（不動産事業本部長） 平成22年 4 月 阪急不動産株式会社代表取締役専務 平成23年 4 月 同 代表取締役社長 平成28年 6 月 当社代表取締役兼専務執行役員（現在）	(注 4)	-
取締役 兼常務執行役員	-	関本 宏	昭和29年10月 6 日生	昭和54年 4 月 阪神高速道路公団採用 平成12年 5 月 同 神戸第一建設部設計課長 平成13年 5 月 同 神戸建設局建設企画部設計課長 平成15年 5 月 同 神戸建設局建設企画部工事計画課長 平成16年 6 月 同 大阪管理保部保全第一課長 平成17年 9 月 同 工務部付調査役 平成17年10月 当社建設事業部建設管理グループ長 平成18年 7 月 同 建設事業部建設企画グループ長 平成19年 7 月 同 保全交通部保全企画グループ長 平成21年 7 月 同 建設事業本部大阪建設部長 平成23年 7 月 同 建設事業本部建設総括担当部長 平成24年 7 月 阪神高速技術株式会社取締役 平成26年 7 月 同 常務取締役 平成27年 6 月 当社執行役員 平成28年 6 月 同 常務執行役員 平成29年 6 月 同 取締役兼常務執行役員（現在）	(注 4)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 兼常務執行役員	-	小関 正彦	昭和33年7月6日生	昭和56年4月 建設省採用 平成14年7月 国土交通省大臣官房地方課長 平成15年7月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) 平成17年8月 国土交通省近畿地方整備局総務部長 平成19年7月 厚生労働省老健局計画課長 平成20年7月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(総括担当) 平成23年8月 国土交通省近畿地方整備局副局長 平成24年8月 東日本高速道路株式会社事業開発本部付部長 平成25年6月 同 執行役員事業開発本部副本部長 平成26年7月 国土交通省都市局長 平成27年11月 株式会社三井住友海上火災保険開発顧問 平成28年6月 同 経営顧問 平成30年6月 当社取締役兼常務執行役員(現在)	(注4)	-
取締役 兼執行役員	-	田中 稔	昭和29年5月24日生	昭和55年4月 兵庫県採用 平成21年4月 同 県土整備部土木局道路計画課長 平成22年4月 同 東播磨県民局加古川土木事務所長 平成23年4月 同 県土整備部土木局長 平成26年4月 同 県土整備部長 平成28年4月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター理事長 平成29年6月 当社執行役員 平成30年6月 同 取締役兼執行役員(現在)	(注4)	-
取締役 兼執行役員	-	木谷 信之	昭和31年4月26日生	昭和55年4月 建設省採用 平成13年4月 国土交通省道路局高速国道課高速道路調整官 平成15年4月 同 北陸地方整備局建政部長 平成17年4月 奈良県土木部長 平成20年7月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構企画部長 平成22年9月 国土交通省道路局道路交通管理課長 平成23年7月 内閣官房地域活性化統合事務局参事官 平成24年8月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構監事 平成25年10月 同 理事 平成27年10月 国土技術政策総合研究所長 平成28年9月 一般社団法人建設コンサルタンツ協会顧問 平成29年5月 同 副会長兼専務理事 平成30年6月 当社取締役兼執行役員(現在)	(注4)	-
監査役 (常勤)	-	伊藤 昇一	昭和40年2月24日生	昭和63年4月 警察庁採用 平成22年8月 国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長 平成24年8月 警察庁生活安全局地域課長 平成25年9月 愛知県警察本部警務部長 平成27年1月 愛媛県警察本部長 平成28年4月 警察大学校教官教養部長 平成29年7月 警察庁海外調査研究員(ハーバード大学) 平成30年6月 当社監査役(現在)	(注5)	-
監査役 (非常勤)	-	近藤 三津枝	昭和28年6月14日生	ジャーナリスト、キャスターとして、経済・環境問題をテーマに、経済ドキュメンタリー番組などを制作 平成9年 アメリカ国務省招待によりI V L P研修留学、全米の企業を研究・取材 平成17年～平成24年 衆議院議員(二期) 平成25年6月 一般財団法人東亜総研 理事 平成25年7月 学校法人甲南女子学園 理事 平成30年6月 当社監査役(現在)	(注5)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役 (非常勤)	-	村岡 秀樹	昭和30年9月18日生	昭和53年4月 阪神高速道路公団採用 平成13年5月 同 業務部付調査役 平成15年5月 同 民営化総合企画室調整課長 平成17年10月 阪神高速道路株式会社経営企画部経営企画 グループ長 平成18年7月 同 総務人事部人事グループ長 平成20年7月 同 総務人事部長 平成24年7月 阪神高速サービス株式会社代表取締役社長 平成26年6月 当社執行役員 平成28年6月 一般財団法人阪神高速地域交流センター理 事長 平成30年6月 当社監査役(現在)	(注5)	-
計						-

(注) 1. 取締役会長森下 俊三は、社外取締役であります。

2. 監査役伊藤 昇一及び監査役近藤 三津枝は、社外監査役であります。

3. 上記のとおり取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

常務執行役員 平田 修身

執行役員 今木 博久

執行役員 遠藤 博人

執行役員 芝池 利尚

4. 平成30年6月25日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成30年6月25日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名及び社外取締役1名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する9名の執行役員（うち5名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、適宜開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、弁護士等の社外の有識者を招聘し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行い、監査役会に対し監査実施状況の報告等を行っております。また、監査役会は、月1回開催を原則として、必要に応じ随時開催し、会社法及び社内規則に基づき必要な事項を決定しております。

会社の内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について、その内容を見直し、取締役会で決議しました。

なお、見直し後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。（最終改正：平成27年4月24日）

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社の社員及びグループ会社（当社が直接出資する子会社をいう。以下同じ。）の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議、重要案件会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行う等、リスクマネジメントを実施する。

特に、道路事業における事故、災害、システム障害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する体制を運用する。

また、緊急発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは、緊急対策本部を設置して役員及び社員に対し必要な指示及び命令を行い、緊急対策本部の下連携協力して対処する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。

(e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

グループ会社の子会社については、当該会社の規模、特性、業務内容に応じ、グループ会社が管理内容を定めて適切な管理を行い、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役は必要に応じて子会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。

また、当社の内部監査部門に在籍する社員をグループ会社の監査役として派遣する準常勤監査役制度の運用等を通じて、グループ会社における監査役監査の実効性を確保するとともに、グループ経営の管理体制の強化を図る。

- () 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
- グループ会社の管理に関する社内規則において、グループ会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出又は報告を求めるなどの上、適切に指導又は助言等を行うことにより、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。
- また、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的を開催するなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。
- () 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- グループ会社は、各社ごとの規定等に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行う等、リスクマネジメントを実施する。
- 当社は、グループ会社の管理に関する社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会を活用して、グループ会社のリスクマネジメントの把握を行う体制を運用する。
- また、グループ会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社が受ける体制を整備するほか、当社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社とグループ会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。
- () 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- グループ会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。
- また、グループ会社は、コンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社と当該グループ会社で一体として対応する。
- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。
- 監査役室の使用人の人事異動及び不利益処分については、あらかじめ取締役と監査役が協議する。
- (h) 当社の監査役への報告に関する体制
- () 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- 取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。
- また、監査役と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。
- さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。
- 加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。
- () 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- グループ会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに当社に報告し、その報告を受けた担当部門から、監査役に報告する。
- また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を定例的に開催し、情報の共有を図る。
- さらに、グループ会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。
- (i) 上記(h)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及びグループ会社において、相談・通報又は報告を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

(j) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査役は、監査役としての職務において生じる費用の前払又は償還の手続等について定め、監査役としての職務執行の実効性を確保する。

(k) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、社内規則に基づいて内部監査を実施しており、監査室長はその結果を社長に報告しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な文書の回付、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。

効率的な監査役監査の実施に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。

会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 西原 健二	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 小市 裕之	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士9名及びその他11名で構成されております。

社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について当社の社外取締役1名及び社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬に対する報酬

	年間報酬総額(百万円)
取締役(9名)	114
監査役(3名)	27
(うち社外監査役(2名))	(20)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。

3. 当期末日の人員は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)ですが、上記の取締役の支給人員には、当期中に退任した取締役3名を含み、無報酬の取締役1名(社外取締役)を除いております。

4. 年間報酬総額には、役員退職慰労引当金の繰入額6百万円を含めております。

5. 上記のほか、平成29年6月23日開催の第12回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 2名 5百万円

なお、この金額には、当期及び過年度において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするほか、社内規則に基づき、各担当部門においてリスクを把握し必要な対策を講じるなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

特に、災害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、リスク要因の把握・認識、リスク対策の立案、リスク対策の実施、計画の見直しを各担当部門が行うとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する全社的な体制を運用しております。

また、リスクにかかる重大な事象が発生した場合の緊急対応体制を整備し、リスクへの機動的な対応を図ることとしております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されていません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	36,000	2,400	36,000	2,400
連結子会社	-	-	-	-
計	36,000	2,400	36,000	2,400

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)に準拠し、「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)に準じて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修に計画的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,213	30,650
高速道路事業営業未収入金	34,185	25,694
未収入金	6,769	3,105
未収還付法人税等	94	6
未収消費税等	-	1,333
有価証券	9,000	3,500
仕掛道路資産	101,479	115,968
原材料及び貯蔵品	258	330
受託業務前払金	1,718	1,953
繰延税金資産	1,345	1,098
その他	1,196	718
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	170,249	184,348
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	28,310	28,142
減価償却累計額	12,231	12,731
建物及び構築物（純額）	16,078	15,410
機械装置及び運搬具	51,136	50,138
減価償却累計額	34,859	32,248
機械装置及び運搬具（純額）	16,276	17,890
土地	3,789	3,936
リース資産	4,951	5,464
減価償却累計額	1,104	1,357
リース資産（純額）	3,846	4,107
建設仮勘定	1,731	1,725
その他	1,910	2,110
減価償却累計額	1,390	1,548
その他（純額）	520	562
有形固定資産合計	42,243	43,632
無形固定資産		
ソフトウェア	1,591	1,834
その他	6	6
無形固定資産合計	1,598	1,841
投資その他の資産		
投資有価証券	1 812	1 899
繰延税金資産	4,055	766
その他	1,083	1,323
貸倒引当金	18	22
投資その他の資産合計	5,932	2,966
固定資産合計	49,774	48,441
資産合計	2 220,023	2 232,789

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	22,412	27,114
未払金	6,569	4,052
リース債務	475	532
未払法人税等	1,080	608
未払消費税等	1,083	339
受託業務前受金	885	1,036
前受金	98	60
賞与引当金	1,425	1,521
その他	2,232	1,564
流動負債合計	36,263	36,831
固定負債		
道路建設関係社債	2 43,493	2 48,495
道路建設関係長期借入金	67,284	75,794
リース債務	3,283	3,508
役員退職慰労引当金	118	127
ETCマイレージサービス引当金	31	32
退職給付に係る負債	30,543	19,113
その他	591	552
固定負債合計	145,348	147,624
負債合計	181,611	184,456
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	25,085	30,844
株主資本合計	45,085	50,844
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	0
退職給付に係る調整累計額	7,191	3,094
その他の包括利益累計額合計	7,193	3,093
非支配株主持分	520	582
純資産合計	38,412	48,333
負債・純資産合計	220,023	232,789

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益	249,675	214,273
営業費用		
道路資産賃借料	130,203	141,923
高速道路等事業管理費及び売上原価	2 112,555	2 65,167
販売費及び一般管理費	1, 2 5,353	1, 2 5,459
営業費用合計	248,112	212,550
営業利益	1,563	1,722
営業外収益		
受取利息	1	1
土地物件貸付料	62	81
原因者負担収入	13	15
持分法による投資利益	63	47
工事負担金等受入額	-	66
その他	127	71
営業外収益合計	267	283
営業外費用		
支払利息	1	0
偽造ハイウェイカード損失	1	-
寄付金	0	2
その他	2	4
営業外費用合計	5	6
経常利益	1,825	1,999
特別利益		
固定資産売却益	3 0	3 9
厚生年金基金代行返上益	-	6,656
特別利益合計	0	6,666
特別損失		
固定資産売却損	4 41	4 1
固定資産除却費	5 28	5 7
たな卸資産処分損	36	-
事務所移転費用	1	40
減損損失	6 65	6 18
特別損失合計	173	68
税金等調整前当期純利益	1,653	8,598
法人税、住民税及び事業税	962	627
法人税等調整額	2,519	2,149
法人税等合計	1,557	2,776
当期純利益	3,210	5,821
非支配株主に帰属する当期純利益	117	62
親会社株主に帰属する当期純利益	3,092	5,759

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	3,210	5,821
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	2,179	4,097
持分法適用会社に対する持分相当額	3	2
その他の包括利益合計	1 2,183	1 4,099
包括利益	5,393	9,921
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,275	9,858
非支配株主に係る包括利益	117	62

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	21,993	41,993	4	9,371	9,376	402	33,019
当期変動額									
親会社株主に帰属する当 期純利益			3,092	3,092					3,092
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					3	2,179	2,183	117	2,300
当期変動額合計	-	-	3,092	3,092	3	2,179	2,183	117	5,393
当期末残高	10,000	10,000	25,085	45,085	1	7,191	7,193	520	38,412

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	25,085	45,085	1	7,191	7,193	520	38,412
当期変動額									
親会社株主に帰属する当 期純利益			5,759	5,759					5,759
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					2	4,097	4,099	62	4,161
当期変動額合計	-	-	5,759	5,759	2	4,097	4,099	62	9,920
当期末残高	10,000	10,000	30,844	50,844	0	3,094	3,093	582	48,333

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,653	8,598
減価償却費	5,675	6,172
減損損失	65	18
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2	3
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	15	9
賞与引当金の増減額（ は減少）	41	96
ETCマイレージサービス引当金の増減額（ は減少）	2	0
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	619	5,946
受取利息	1	1
支払利息	1	0
固定資産売却損益（ は益）	40	8
固定資産除却費	28	7
たな卸資産処分損	36	-
持分法による投資損益（ は益）	63	47
売上債権の増減額（ は増加）	953	12,221
たな卸資産の増減額（ は増加）	2 26,282	2 14,562
仕入債務の増減額（ は減少）	12,470	5,024
未払又は未収消費税等の増減額	592	2,076
その他	4,141	2,077
小計	24,433	7,433
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	140	91
法人税等の還付額	0	94
法人税等の支払額	924	1,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,372	6,376
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	7,592	8,585
固定資産の売却による収入	396	250
固定資産の除却による支出	5	43
投資有価証券の取得による支出	-	38
定期預金の預入による支出	1	-
定期預金の払戻による収入	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,191	8,416
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	9,876	8,510
長期借入金の返済による支出	2 18,499	-
道路建設関係社債発行による収入	40,000	30,000
道路建設関係社債償還による支出	2 50,000	2 25,000
リース債務の返済による支出	448	533
非支配株主への配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,071	12,976
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,891	10,936
現金及び現金同等物の期首残高	25,874	22,983
現金及び現金同等物の期末残高	1 22,983	1 33,920

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
- 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)
阪神高速技研(株)
内外構造(株)
阪高プロジェクトサポート(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 5社
- 関連会社の名称 (株)情報技術
(株)テクノ阪神
(株)ハイウェイ管制
阪神施設工業(株)
阪神施設調査(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「回数券付替サービス前受金取崩益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「回数券付替サービス前受金取崩益」に表示していた29百万円は、「営業外収益」の「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「寄付金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた2百万円は、「寄付金」0百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	785百万円	833百万円

2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	43,493百万円(額面43,500百万円)	48,495百万円(額面48,500百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債132,600百万円(額面)(前連結会計年度153,100百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	177,600百万円	149,100百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	50,000百万円	25,000百万円
道路建設関係長期借入金	18,499	-

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	397百万円	386百万円
役員退職慰労引当金繰入額	22	28
給料手当	1,737	1,672
賞与	264	258
賞与引当金繰入額	228	219
退職給付費用	97	277
法定福利費	433	422
地代家賃	221	232
租税公課	530	550
諸手数料	184	232
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	26	29

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	226百万円	182百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	2百万円
土地	-	7
計	0	9

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	41百万円	- 百万円
その他(工具、器具及び備品)	-	1
計	41	1

5 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	11	1
その他(工具、器具及び備品)	6	0
ソフトウェア	3	0
計	28	7

6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市　ほか	54
農産物・海産物直売所	機械装置及び運搬具	神戸市須磨区	2
	その他（工具、器具及び備品）		8
（合計）			65

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市西淀川区　ほか	12
	その他（工具、器具及び備品）		1
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	1
	その他（工具、器具及び備品）		4
（合計）			18

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。

以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

(減損損失を認識するに至った経緯)

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	461百万円	320百万円
組替調整額	1,256	5,164
税効果調整前	794	5,484
税効果額	1,385	1,386
退職給付に係る調整額	2,179	4,097
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	3	2
組替調整額	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	3	2
その他の包括利益合計	2,183	4,099

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	14,213百万円	30,650百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資 (有価証券勘定)	9,000	3,500
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	230	230
現金及び現金同等物	22,983	33,920

2

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 18,499百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。また、道路建設関係社債償還による支出 50,000百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額26,282百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額62,683百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出 25,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 14,562百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額20,356百万円が含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

ネットワーク機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における構築物等及び事務用機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	140,199	144,997
1年超	7,298,625	6,964,659
合計	7,438,825	7,109,656

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	56	63
1年超	164	170
合計	221	233

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行っております。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときに、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けることとされております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

営業債務、道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２．参照）。

前連結会計年度（平成29年３月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	14,213	14,213	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	34,185	34,185	-
(3) 未収入金	6,769	6,769	-
(4) 未収還付法人税等	94	94	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	9,000	9,000	-
資産計	64,263	64,263	-
(1) 高速道路事業営業未払金	22,412	22,412	-
(2) 未払金	6,569	6,569	-
(3) 未払法人税等	1,080	1,080	-
(4) 未払消費税等	1,083	1,083	-
(5) 道路建設関係社債	43,493	43,596	102
(6) 道路建設関係長期借入金	67,284	67,284	-
負債計	141,924	142,026	102

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	30,650	30,650	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	25,694	25,694	-
(3) 未収入金	3,105	3,105	-
(4) 未収還付法人税等	6	6	-
(5) 未収消費税等	1,333	1,333	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	3,500	3,500	-
資産計	64,289	64,289	-
(1) 高速道路事業営業未払金	27,114	27,114	-
(2) 未払金	4,052	4,052	-
(3) 未払法人税等	608	608	-
(4) 未払消費税等	339	339	-
(5) 道路建設関係社債	48,495	48,554	58
(6) 道路建設関係長期借入金	75,794	75,794	-
負債計	156,406	156,465	58

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前連結会計年度（平成29年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(4) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 有価証券及び投資有価証券
これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (6) 道路建設関係長期借入金
これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。
- 固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び
(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 有価証券及び投資有価証券

これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

- (6) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成29年3月31日）	当連結会計年度 （平成30年3月31日）
非上場株式	812	899

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年３月31日）

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,994	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	34,185	-	-	-
未収入金	6,769	-	-	-
未収還付法人税等	94	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
(2)その他	9,000	-	-	-
合計	64,044	-	-	-

当連結会計年度（平成30年３月31日）

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	30,370	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	25,694	-	-	-
未収入金	3,105	-	-	-
未収還付法人税等	6	-	-	-
未収消費税等	1,333	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
(2)その他	3,500	-	-	-
合計	64,010	-	-	-

4. 道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
道路建設関係社債	-	43,500	-	-
道路建設関係長期借入金	-	67,284	-	-
合計	-	110,784	-	-

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
道路建設関係社債	-	48,500	-	-
道路建設関係長期借入金	-	75,794	-	-
合計	-	124,294	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	9,000	9,000	-
	小計	9,000	9,000	-
合計		9,000	9,000	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	3,500	3,500	-
	小計	3,500	3,500	-
合計		3,500	3,500	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度等を設けております。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付けで厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。

2. 確定給付制度

以下の注記には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる複数事業主制度の厚生年金基金制度を含みます。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	40,177百万円	39,372百万円
勤務費用	755	832
利息費用	153	99
数理計算上の差異の発生額	115	44
退職給付の支払額	1,299	934
過去勤務費用の発生額	1,863	101
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	1,333	-
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	-	11,152
退職給付債務の期末残高	39,372	28,274

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	9,265百万円	9,883百万円
期待運用収益	157	87
数理計算上の差異の発生額	346	276
事業主からの拠出額	389	485
退職給付の支払額	566	462
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	983	-
年金資産の期末残高	9,883	10,270

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,046百万円	1,054百万円
退職給付費用	312	255
退職給付の支払額	131	93
制度への拠出額	122	107
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	50	-
退職給付に係る負債の期末残高	1,054	1,108

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	27,435百万円	16,982百万円
年金資産	10,058	10,543
	17,377	6,439
非積立型制度の退職給付債務	13,166	12,673
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,543	19,113
退職給付に係る負債	30,543	19,113
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,543	19,113

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	661百万円	741百万円
利息費用	153	99
期待運用収益	157	87
数理計算上の差異の費用処理額	1,256	667
過去勤務費用の費用処理額	1,863	101
簡便法で計算した退職給付費用	312	255
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	300	-
確定給付制度に係る退職給付費用	663	1,778

(注) 1. 勤務費用については、厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 当連結会計年度については、上記の他に、厚生年金基金の代行部分返上に伴い、特別利益として6,656百万円を計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
数理計算上の差異	794百万円	5,484百万円
合計	794	5,484

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識数理計算上の差異	8,576百万円	3,092百万円
合計	8,576	3,092

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金	90.5%	47.5%
債券	2.6	24.3
株式	2.0	17.1
その他	4.9	11.1
合計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	主に0.4%	主に0.4%
長期期待運用収益率	1.7%	主に2.0%
予想昇給率	主に1.6%	主に2.0%

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	468百万円	496百万円
E T Cマイレージサービス引当金	9	9
退職給付に係る負債	9,463	5,902
未払事業税	164	108
前受金	8	-
減損損失	565	532
繰越欠損金	1,080	1,092
その他	1,088	876
繰延税金資産小計	12,849	9,018
評価性引当額	7,381	7,090
繰延税金資産合計	5,467	1,927
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	66	63
繰延税金負債合計	66	63
繰延税金資産の純額	5,401	1,864

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,345百万円	1,098百万円
固定資産 - 繰延税金資産	4,055	766

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.81%	30.81%
(調整)		
交際費等永久差異	0.80	0.23
住民税均等割	1.75	0.30
評価性引当額	126.37	0.21
法人税特別控除等	3.24	0.33
持分法適用投資損益	1.18	0.17
その他	3.23	1.25
税効果会計適用後の法人税等の負担率	94.20	32.30

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	236,375	6,533	242,909	6,766	249,675	-	249,675
セグメント間の内部 売上高又は振替高	299	-	299	21	321	321	-
計	236,675	6,533	243,208	6,788	249,997	321	249,675
セグメント利益又は 損失（ ）	714	74	640	923	1,563	-	1,563
セグメント資産	168,150	7,479	175,629	8,665	184,295	35,728	220,023
その他の項目							
減価償却費	4,520	-	4,520	359	4,880	794	5,675
持分法適用会社へ の投資額	776	-	776	-	776	-	776
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	6,846	-	6,846	860	7,707	1,362	9,069

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）売上高の調整額 321百万円は、セグメント間取引消去であります。

（2）セグメント資産の調整額35,728百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

（3）減価償却費の調整額794百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

（4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,362百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	207,146	1,753	208,900	5,373	214,273	-	214,273
セグメント間の内部 売上高又は振替高	117	-	117	28	145	145	-
計	207,263	1,753	209,017	5,402	214,419	145	214,273
セグメント利益	856	49	905	816	1,722	-	1,722
セグメント資産	176,348	3,886	180,235	8,440	188,675	44,113	232,789
その他の項目							
減価償却費	4,865	-	4,865	374	5,240	932	6,172
持分法適用会社へ の投資額	824	-	824	-	824	-	824
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	6,938	-	6,938	730	7,669	1,447	9,116

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含んでおります。

２．調整額は、以下のとおりであります。

（１）売上高の調整額 145百万円は、セグメント間取引消去であります。

（２）セグメント資産の調整額44,113百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

（３）減価償却費の調整額932百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

（４）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,447百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

３．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	173,200	62,683	13,792	249,675

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	62,683	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	186,128	20,356	7,787	214,273

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	20,356	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	65	-	65

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	18	-	18

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	横浜市 西区	5,612,436	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産賃借料 の支払 (1)	130,203	高速道路 事業営業 未払金	12,325
									高速道路 事業営業 未収入金	7,287
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路資産の 引渡	62,683	高速道路 事業営業 未収入金	11,156
							道路建設関係債 務の引渡 (2)	68,499	高速道路 事業営業 未収入金	14
						借入金の 連帯債務	債務保証 (2、3)	192,600	-	-
						資金の 借入	道路建設関係借 入金の借入 (4)	3,876	道路建設 関係長期 借入金	53,284

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。
5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の 計算において所有 している会社等	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機 構	横浜市 西区	5,637,664	高速道路 に係る道路 資産の保有及び 貸付け、承継債務 等の返済等	なし	道路資産 の賃借	道路資産賃借料 の支払 (1)	141,923	高速道路 事業営業 未払金	14,480
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路資産の 引渡	20,356	高速道路 事業営業 未収入金	8,141
							道路建設関係債 務の引渡 (2)	25,000	高速道路 事業営業 未収入金	1
						借入金の 連帯債務	債務保証 (2、3)	164,100	-	-
						資金の 借入	道路建設関係借 入金の借入 (4)	3,510	道路建設 関係長期 借入金	56,794

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。
5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
1株当たり純資産額	1,894.61円	2,387.55円
1株当たり当期純利益金額	154.61円	287.95円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,092	5,759
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,092	5,759
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第5回	平成22年 3月18日	3,493	3,495	1.30	有	平成32年 3月18日
阪神高速道路(株)	第15回普通社債	平成28年 10月13日	25,000	-	0.010	有	平成31年 12月20日
阪神高速道路(株)	第16回普通社債	平成29年 2月27日	15,000	15,000	0.010	有	平成32年 3月19日
阪神高速道路(株)	第17回普通社債	平成29年 10月12日	-	20,000	0.030	有	平成32年 12月18日
阪神高速道路(株)	第18回普通社債	平成30年 2月27日	-	10,000	0.020	有	平成33年 3月19日
合計	-	-	43,493	48,495	-	-	-

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した道路建設関係社債の金額の合計額は25,000百万円であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	18,500	30,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	475	532	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	67,284	75,794	0.075	平成32年～平成34年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,283	3,508	-	平成31年～平成47年
合計	71,044	79,835	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)は、道路建設関係長期借入金であります。

このうち、56,794百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	64,794	6,000	5,000
リース債務	505	441	416	372
合計	505	65,236	6,416	5,372

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,708	28,519
高速道路事業営業未収入金	34,176	25,690
未収入金	6,410	2,706
未収還付法人税等	90	-
未収消費税等	-	974
有価証券	9,000	3,500
仕掛道路資産	101,693	116,172
貯蔵品	154	209
受託業務前払金	1,718	1,953
前払費用	73	76
繰延税金資産	382	403
その他	559	538
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	166,956	180,732
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,507	1,769
減価償却累計額	514	572
建物（純額）	992	1,197
構築物	18,684	18,423
減価償却累計額	8,425	8,668
構築物（純額）	10,259	9,755
機械及び装置	50,525	49,589
減価償却累計額	34,263	31,714
機械及び装置（純額）	16,261	17,875
車両運搬具	453	487
減価償却累計額	382	397
車両運搬具（純額）	71	89
工具、器具及び備品	297	310
減価償却累計額	220	235
工具、器具及び備品（純額）	77	74
建設仮勘定	1,729	1,331
有形固定資産合計	29,391	30,324
無形固定資産		
ソフトウェア	844	955
その他	1	1
無形固定資産合計	845	956
高速道路事業固定資産合計	30,237	31,280

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,396	1,397
減価償却累計額	224	266
建物（純額）	1,171	1,130
構築物	109	108
減価償却累計額	25	30
構築物（純額）	84	78
機械及び装置	2	0
減価償却累計額	2	-
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	4	-
減価償却累計額	4	-
車両運搬具（純額）	0	-
工具、器具及び備品	90	90
減価償却累計額	52	66
工具、器具及び備品（純額）	38	23
土地	1,908	1,838
リース資産	62	62
減価償却累計額	23	36
リース資産（純額）	38	25
建設仮勘定	-	0
有形固定資産合計	3,241	3,097
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
関連事業固定資産合計	3,241	3,097
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,652	4,682
減価償却累計額	1,829	2,053
建物（純額）	2,822	2,628
構築物	58	67
減価償却累計額	31	35
構築物（純額）	26	31
工具、器具及び備品	605	617
減価償却累計額	432	457
工具、器具及び備品（純額）	173	159
土地	1,116	1,116
リース資産	111	91
減価償却累計額	40	42
リース資産（純額）	70	49
建設仮勘定	1	384
有形固定資産合計	4,211	4,369

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	382	525
その他	0	0
無形固定資産合計	383	526
各事業共用固定資産合計	4,594	4,895
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	313	311
有形固定資産合計	313	311
その他の固定資産合計	313	311
投資その他の資産		
投資有価証券	26	65
関係会社株式	383	383
長期前払費用	531	699
繰延税金資産	2,065	-
その他	175	140
貸倒引当金	18	22
投資その他の資産合計	3,164	1,265
固定資産合計	41,551	40,850
資産合計	1 208,507	1 221,583
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	17,232	22,308
未払金	3,671	2,474
リース債務	34	31
未払費用	287	372
未払法人税等	310	370
未払消費税等	825	141
受託業務前受金	885	1,036
前受金	45	14
預り金	3 16,097	3 12,829
賞与引当金	691	733
その他	660	660
流動負債合計	40,740	40,971
固定負債		
道路建設関係社債	1 43,493	1 48,495
道路建設関係長期借入金	67,284	75,794
リース債務	74	43
繰延税金負債	-	6
受入保証金	53	53
退職給付引当金	20,561	14,569
役員退職慰労引当金	25	26
ETCマイレージサービス引当金	31	32
固定負債合計	131,526	139,022
負債合計	172,266	179,994

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	148	143
高速道路事業別途積立金	11,823	11,801
繰越利益剰余金	4,269	9,643
利益剰余金合計	16,241	21,588
株主資本合計	36,241	41,588
純資産合計	36,241	41,588
負債・純資産合計	208,507	221,583

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	173,200	186,128
道路資産完成高	62,683	20,356
受託業務収入	0	1
その他の売上高	28	23
営業収益合計	235,912	206,510
営業費用		
道路資産賃借料	130,203	141,923
道路資産完成原価	62,683	20,356
管理費用	43,300	44,175
受託業務費用	0	1
営業費用合計	236,188	206,457
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 ()	275	53
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	6,533	1,753
駐車場事業収入	526	536
休憩所等事業収入	71	68
その他営業事業収入	1,569	1,538
営業収益合計	8,701	3,896
営業費用		
受託業務費用	6,607	1,703
駐車場事業費	235	229
休憩所等事業費	73	79
その他営業事業費	1,405	1,602
営業費用合計	8,322	3,614
関連事業営業利益	378	281
全事業営業利益	103	334
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	1	0
受取配当金	1 198	1 328
土地物件貸付料	62	81
原因者負担収入	13	15
工事負担金等受入額	-	66
雑収入	67	17
営業外収益合計	342	510

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
営業外費用		
支払利息	1 12	1 7
寄付金	-	2
偽造ハイウェイカード損失	1	-
雑損失	0	4
営業外費用合計	15	13
経常利益	430	831
特別利益		
固定資産売却益	-	2 102
厚生年金基金代行返上益	-	6,656
特別利益合計	-	6,758
特別損失		
固定資産売却損	3 41	-
固定資産除却費	4 13	4 0
減損損失	54	13
特別損失合計	109	13
税引前当期純利益	320	7,576
法人税、住民税及び事業税	21	176
法人税等調整額	2,007	2,052
法人税等合計	1,985	2,229
当期純利益	2,305	5,347

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)		
区分	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
高速道路事業営業費用						
1. 道路資産賃借料		130,203			141,923	
2. 道路資産完成原価		62,683			20,356	
3. 管理費用						
(1) 維持修繕費	18,676			17,540		
(2) 管理業務費	21,480			23,344		
(3) 一般管理費	3,143			3,290		
計		43,300			44,175	
4. 受託業務費用						
(1) 管理業務費	0			0		
(2) 一般管理費	0			0		
計		0			1	
高速道路事業営業費用合計			236,188			206,457
関連事業営業費用						
1. 受託業務費用						
(1) 受託事業費	6,411			1,615		
(2) 一般管理費	196			88		
計		6,607			1,703	
2. 駐車場事業費						
(1) 管理業務費	229			226		
(2) 一般管理費	5			2		
計		235			229	
3. 休憩所等事業費						
(1) 管理業務費	67			77		
(2) 一般管理費	6			1		
計		73			79	
4. その他営業事業費						
(1) 管理業務費	1,269			1,449		
(2) 一般管理費	136			152		
計		1,405			1,602	
関連事業営業費用合計			8,322			3,614
全事業営業費用合計			244,510			210,072

(2) 科目明細書

高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
営業費用							
1. 道路資産賃借料				130,203			141,923
2. 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		2,183			-		
労務費		588			-		
経費		11,418			-		
金利等		751			-		
一般管理費人件費		159			-		
一般管理費経費		168	15,271		-	-	
建設費							
労務費		2,856			851		
外注費		39,336			16,894		
経費		590			235		
金利等		317			4		
一般管理費人件費		1,310			419		
一般管理費経費		857	45,268		250	18,656	
除却工事費用その他							
労務費		141			84		
外注費		1,846			1,525		
経費		40			24		
金利等		0			0		
一般管理費人件費		74			42		
一般管理費経費		40	2,143	62,683	22	1,700	20,356
3. 管理費用							
(1) 維持修繕費							
人件費		619			543		
経費		18,057	18,676		16,996	17,540	
(2) 管理業務費							
人件費		1,765			2,208		
経費		19,715	21,480		21,136	23,344	
(3) 一般管理費							
人件費		1,401			1,489		
経費		1,741	3,143	43,300	1,801	3,290	44,175
4. 受託業務費用				0			1

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
営業外費用							
1. 支払利息			11		6		
2. 偽造ハイウェイカード損失			1		-		
3. 雑損失			0	13	1		8
特別損失							
1. 固定資産売却損			41		-		
2. 固定資産除却費			6	47	0		0
高速道路事業営業費用等合計				236,249			206,466
法人税、住民税及び事業税			-		160		
法人税等調整額			1,938	1,938	1,945		2,105
高速道路事業総費用合計				234,311			208,571

受託事業費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	2	215	3.4	50	3.0
経費		6,173	96.6	1,625	97.0
当期総製造費用		6,388	100.0	1,676	100.0
期首受託業務前払金		535		513	
合計		6,924		2,189	
期末受託業務前払金		513		574	
受託事業費		6,411		1,615	

(注) 1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	6,090	1,604

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

駐車場事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	1	6	2.9	3	1.6
経費		222	97.1	222	98.4
駐車場事業管理業務費		229	100.0	226	100.0

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
租税公課	222	222

休憩所等事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	1	4	7.4	1	2.2
経費		62	92.6	76	97.8
休憩所等事業管理業務費		67	100.0	77	100.0

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
修繕費	17	31
業務委託費	17	19

その他営業事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	1	182	14.4	205	14.2
経費		1,087	85.6	1,244	85.8
その他営業事業管理業務費		1,269	100.0	1,449	100.0

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	900	1,061
減価償却費	75	74
水道光熱費	55	57

一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)は3,488百万円、当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)は3,537百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
給料手当	923	803
調査費	546	530
租税公課	495	516
退職給付費用	0	235
修繕費	248	211
賞与	148	136
地代家賃	119	118
賞与引当金繰入額	126	113
減価償却費	94	84
役員退職慰労引当金繰入額	4	3

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	153	10,692	3,090	13,935	33,935	33,935
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の 取崩			4		4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加			-		-	-	-	-
別途積立金の積立				1,131	1,131	-	-	-
別途積立金の取崩				-	-	-	-	-
当期純利益					2,305	2,305	2,305	2,305
当期変動額合計	-	-	4	1,131	1,179	2,305	2,305	2,305
当期末残高	10,000	10,000	148	11,823	4,269	16,241	36,241	36,241

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	148	11,823	4,269	16,241	36,241	36,241
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の 取崩			4		4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加			0		0	-	-	-
別途積立金の積立				-	-	-	-	-
別途積立金の取崩				21	21	-	-	-
当期純利益					5,347	5,347	5,347	5,347
当期変動額合計	-	-	4	21	5,373	5,347	5,347	5,347
当期末残高	10,000	10,000	143	11,801	9,643	21,588	41,588	41,588

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(1) 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	43,493百万円(額面43,500百万円)	48,495百万円(額面48,500百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債132,600百万円(額面)(前事業年度153,100百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	177,600百万円	149,100百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	50,000百万円	25,000百万円
道路建設関係長期借入金	18,499	-

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動負債		
預り金	16,038百万円	12,774百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
受取配当金	198百万円	328百万円
支払利息	11	7

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
土地	- 百万円	102百万円
計	-	102

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
土地	41百万円	- 百万円
計	41	-

4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
建物	0百万円	0百万円
機械及び装置	6	-
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	6	0
ソフトウエア	0	0
計	13	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	212百万円	224百万円
退職給付引当金	6,335	4,455
E T Cマイレージサービス引当金	9	9
未払事業税	90	87
前受金	8	-
減損損失	441	415
繰越欠損金	536	325
その他	342	381
繰延税金資産小計	7,977	5,899
評価性引当額	5,456	5,404
繰延税金資産合計	2,520	494
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	66	63
その他	6	35
繰延税金負債合計	72	98
繰延税金資産の純額	2,448	396

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	382百万円	403百万円
固定資産 - 繰延税金資産	2,065	-
固定負債 - 繰延税金負債	-	6

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.81%	30.81%
(調整)		
交際費等永久差異	0.16	0.02
住民税均等割	6.79	0.24
評価性引当額	638.37	0.68
法人税特別控除等	-	0.21
受取配当金益金不算入	19.07	1.34
その他	-	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	619.68	29.42

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	1,812.08円	2,079.44円
1 株当たり当期純利益金額	115.28円	267.36円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
当期純利益金額 (百万円)	2,305	5,347
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	2,305	5,347
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
		日本高速道路インター ナショナル(株)	76,907	65
		計	76,907	65

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （百万円）
		譲渡性預金	2	3,500
		計	2	3,500

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,507	277	14	1,769	572	65	1,197
		構築物	18,684	638	900	18,423	8,668	702	9,755
		機械及び装置	50,525	1 5,597	2 6,532	49,589	31,714	3,599	17,875
		車両運搬具	453	46	13	487	397	27	89
		工具、器具及び備品	297	25	12	310	235	24	74
		建設仮勘定	1,729	1 6,723	2 7,120	1,331	-	-	1,331
		計	73,198	13,309	14,594	71,912	41,588	4,419	30,324
	無固定資産	ソフトウェア	1,940	385	0	2,325	1,370	271	955
		その他	1	-	-	1	-	-	1
		計	1,941	385	0	2,327	1,370	271	956
	合計		75,140	13,694	14,594	74,239	42,959	4,691	31,280
関連事業	有形固定資産	建物	1,396	13	12 (12)	1,397	266	41	1,130
		構築物	109	-	1	108	30	5	78
		機械及び装置	2	-	2	0	-	-	0
		車両運搬具	4	-	4	-	-	-	-
		工具、器具及び備品	90	2	2 (1)	90	66	14	23
		土地	1,908	-	70	1,838	-	-	1,838
		リース資産	62	-	-	62	36	12	25
		建設仮勘定	-	15	15	0	-	-	0
		計	3,574	30	108 (13)	3,497	399	75	3,097
	無固定資産	ソフトウェア	14	-	12	2	2	0	0
		計	14	-	12	2	2	0	0
	合計		3,589	30	120 (13)	3,499	401	75	3,097
各事業共用	有形固定資産	建物	4,652	37	7	4,682	2,053	224	2,628
		構築物	58	8	-	67	35	4	31
		工具、器具及び備品	605	27	15	617	457	35	159
		土地	1,116	-	-	1,116	-	-	1,116
		リース資産	111	-	19	91	42	21	49
		建設仮勘定	1	755	372	384	-	-	384
		計	6,544	829	414	6,959	2,589	285 [280]	4,369 [3,964]
	無固定資産	ソフトウェア	5,887	276	8	6,156	5,630	127	525
		その他	0	-	-	0	-	-	0
		計	5,888	276	8	6,156 [6,151]	5,630	127	526
	合計		12,433	1,105	423	13,115	8,220	413	4,895

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
その他の固定資産	有固定資産	土地	313	-	2	311	-	-	311
		計	313	-	2	311	-	- [-]	311 [282]
	合計		313	-	2	311	-	-	311
投資その他の資産	長期前払費用		531	316	0	847	148	148	699
	合計		531	316	0	847	148	148	699

(注) 1. 当期増加額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 料金収受機械設備設置又は改修 5,209百万円

高速道路事業建設仮勘定 ETC中央処理装置補修工事(27-大管) 2,226百万円

2. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 料金収受機械設備の除却 6,517百万円

高速道路事業建設仮勘定 ETC中央処理装置補修工事(27-大管) 2,232百万円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. []内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は、当期償却額は勤務時間比、当期末残高及び差引当期末残高は固定資産金額比によっております。

5. 各事業共用固定資産の主なものは管理事務所及び宿舍であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	30	33	3	26	33
賞与引当金	691	733	691	-	733
役員退職慰労引当金	25	6	5	-	26
ETCマイレージサービス引当金	31	44	29	15	32

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. ETCマイレージサービス引当金の当期減少額(その他)は、マイレージポイントの失効による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日近畿財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度（第13期中）（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）平成29年12月22日近畿財務局長に提出

(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成30年3月26日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第10回ないし第18回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第10回ないし第15回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績の分析（イ）経営成績に重要な影響を与える要因 b 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
- 2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
- 3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

< 対象となる社債 >

(平成30年6月25日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注1)	平成25年10月11日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注2)	平成26年2月27日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注3)	平成27年2月12日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注4)	平成27年10月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注5)	平成28年2月25日	35,000	非上場
阪神高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注6)	平成28年10月13日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年2月27日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年10月12日	20,000	非上場
阪神高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年2月27日	10,000	非上場

(注1) 平成27年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注2) 平成27年9月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注3) 平成28年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注4) 平成28年9月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注5) 平成29年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注6) 平成30年3月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成30年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
	子会社及び関連会社はありません。
役員	機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。 また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成30年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は、平成30年4月1日以降、中期目標の期間の末日まで（現任の理事長の任期は平成34年3月31日まで）、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。

資本金及び資本構成

平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,612,436百万円
政府出資金	4,089,294百万円
地方公共団体出資金	1,523,142百万円
資本剰余金	842,131百万円
資本剰余金	127百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	49百万円
損益外減価償却累計額	6,817百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	5,085,747百万円
純資産合計	11,540,316百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - () 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。